

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北秋田市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北秋田市長

公表日

令和5年5月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに基づき、以下の事務を行う。 ○子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請、変更申請、職権変更事実、取消し審査を行うこと ○保育等の必要性を認定したうえで、子どものための教育・保育給付を行うこと ○保護者等の所得から利用者負担額を算定し、保育料の決定、徴収事務を行うこと
③システムの名称	子ども・子育てシステム、団体内宛名管理システム、中間サーバー、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠)別表第二13の項及び別表第二116の項(情報提供の根拠)なし。保育所等の入園、保育料の徴収に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報の提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北秋田市総務部総務課 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 TEL:0186-62-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北秋田市健康福祉部こども課 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 TEL:0186-62-6638

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月22日	I-1-1-①事務の名称	子ども・子育てに関する事務	子ども・子育て支援に関する事務	事後	
平成29年12月22日	I-1-1-②事務の概要	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに基づき、事務を行う。	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに基づき、以下の事務を行う。 ○子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請、変更申請、職権変更事実、取消し審査を行うこと ○保育等の必要性を認定したうえで、子どものための教育・保育給付を行うこと ○保護者等の所得から利用者負担額を算定し、保育料の決定、徴収事務を行うこと	事後	
平成29年12月22日	I-1-1-③システムの名称	子ども・子育てシステム、団体内宛名管理システム、中間サーバー	子ども・子育てシステム、団体内宛名管理システム、中間サーバー、電子申請システム	事後	
平成29年12月22日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 116の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠)別表第二13の項及び別表第二116の項(情報提供の根拠)なし。保育所等の入園、保育料の徴収に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報の提供は行わない	事後	
平成29年12月22日	I-5-②所属長	福祉課長 米澤 潤	福祉課長 石上 和彦	事後	
平成29年12月22日	II-1-1-対象人数	平成27年7月6日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成29年12月22日	II-1-2-取扱者数	平成27年7月6日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の係数か	平成30年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の係数か	平成30年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和2年10月30日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の係数か	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和2年10月30日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の係数か	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の係数か	令和1年6月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の係数か	令和1年6月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和5年5月22日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年5月22日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の係数か	令和4年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月22日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の係数か	令和4年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月22日	システムの名称	保育料システム、団体内宛名管理システム、中間サーバー	保育料システム、団体内宛名管理システム、中間サーバー、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年5月22日	5.評価実施期間における担当部署	健康福祉部福祉課福祉課長	健康福祉部子ども課子ども課長	事後	
令和5年5月22日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	北秋田市健康福祉部福祉課 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号	北秋田市健康福祉部子ども課 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号	事後	